平成２６年（フ）第３９号
群馬県高崎市新町3095番地
債務者　中久木　光
1　決定年月日時　平成26年３月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月23日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２６年（フ）第４３号
群馬県高崎市寺尾町2615番地　市住５棟511号
債務者　清水　和徳
1　決定年月日時　平成26年３月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月23日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２５年（フ）第１２１５号
大阪府藤井寺市藤井寺２丁目２番13号
債務者　松村トシ子
1　決定年月日時　平成26年３月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月23日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２６年（フ）第１４４号
大阪府河内長野市千代田南町２番18―403号
債務者　河上　朗宏
1　決定年月日時　平成26年３月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月23日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２６年（フ）第１８号
北海道伊達市舟岡町21番地61
債務者　高橋　理衣
1　決定年月日時　平成26年３月31日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月26日まで
札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成２６年（フ）第９号
福島県耶麻郡西会津町野沢字上原乙2455番地1
債務者　鶴山晃こと　徐　　晃
1　決定年月日時　平成26年３月31日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月26日まで
福島地方裁判所会津若松支部破産係

平成２６年（フ）第２５号
群馬県太田市東新町69番地２　ビュ―ラ東新Ａ―202号、前住所栃木県足利市葉鹿町554番地15
債務者　二渡建材こと　二渡　孝夫
1　決定年月日時　平成26年３月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月26日まで
前橋地方裁判所太田支部

平成２６年（フ）第３８号
群馬県邑楽郡明和町中谷123番地、前住所東京都板橋区三園１丁目23番２―106号　パレ・ホームズ西高島平
債務者　折原　優子
1　決定年月日時　平成26年３月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月26日まで
前橋地方裁判所太田支部

平成２６年（フ）第３９号
群馬県太田市亀岡町401番地１　尾島ヴィレッヂＡ―302号、前住所群馬県邑楽郡大泉町大字寄木戸964番地の19
債務者　根岸　浩志
1　決定年月日時　平成26年３月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月26日まで
前橋地方裁判所太田支部

平成２６年（フ）第２６号
静岡県富士市川成島88番地の３　レジデンス富士Ｂ―102号
債務者　磯野真理子
1　決定年月日時　平成26年３月31日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月26日まで
静岡地方裁判所富士支部

平成２６年（フ）第３８９号
名古屋市南区西又兵ヱ町１丁目25番地の５　廣瀬マンション大江508号
債務者　岩川　直樹
1　決定年月日時　平成26年３月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月26日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第３９０号
名古屋市南区西又兵ヱ町１丁目25番地の５　廣瀬マンション大江508号
債務者　岩川久美子
1　決定年月日時　平成26年３月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月26日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第２０９号
香川県高松市川島本町479番地２
債務者　ティーハウスメープルロッジこと　脇谷　和子（旧姓石原）
1　決定年月日時　平成26年３月31日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月26日まで
高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成２５年（フ）第３１４号
香川県高松市亀田町250番地５、住民票上の住所香川県さぬき市長尾東80番地１
債務者　山下　博文
1　決定年月日時　平成26年３月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月26日まで
高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成２６年（フ）第１０号
香川県綾歌郡宇多津町浜四番丁46番地10　サンビレッジ七番街えごのき棟102、住民票上の住所香川県綾歌郡宇多津町浜六番丁86番地16　ＲＧ宇多津駅前参番館1301
債務者　上田　志幸（旧姓山名）
1　決定年月日時　平成26年３月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月26日まで
高松地方裁判所丸亀支部

平成２５年（フ）第２０９４号
福岡市早良区四箇田団地50番403号
債務者　喜多川　論
1　決定年月日時　平成26年３月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月26日まで
福岡地方裁判所第４民事部